

## 産業医の業務

### ■ 産業医面談・相談

#### 健康相談

健康診断後に気になること、体の事で気になること、又は不眠などメンタル面で気になること等が相談できます。但し、産業医は各疾患の専門医ではありませんので専門的対応が必要な場合は外部の医療機関をご紹介します。

#### 残業時間が超過している従業員への面談

長時間の残業は、心身への悪影響が生じます。時間外労働が1カ月あたり80時間を超えている従業員で面談を希望する場合に、※1 医師による面接指導の義務が発生します。この際に睡眠状況、体調等についてお話を伺います。必要に応じてご本人様同意の上、会社へ意見を述べます



#### 産業医意見書（就業制限や休職、及び復職に関する事）

面談の結果、お仕事を制限した方が良い場合やお休みした方が良い場合は上司、人事に連絡して産業医意見書を記入致します。また、休職していて主治医より復職可能の診断書が出ましたらご本人様の意見と体調、職場の受け入れ体制等を確認後、復職に関する意見書を提出致します。

この産業医意見書には法的な意味での拘束力はありません。あくまでも、「意見」です。

しかし、産業医の意見は、合理的な理由なくその意見を会社が無視することはありません。産業医の意見書は可能な限り尊重されますのでご自身の状況をありのままお話するようにしてください。

#### 産業医の守秘義務

産業医は法律により守秘義務が課せられています。正当な理由なしに秘密を漏らすことはできません。

しかし一方で、労働者に健康上の問題がある場合には、安全配慮義務を適切に果たしてもらう観点から、会社に報告をすることが必要となるケースもあります。その場合は事前にご本人様に同意を取った上で報告させていただきます。また、ご本人様から同意が取れない場合でも自傷他傷や現状を放置していれば悪化の恐れがある場合、医師倫理の立場より報告させて頂く場合がございます。

### ■ 健康診断結果のチェックと就業判定



産業医は、健康診断結果について確認を行います。異常の所見があると診断された従業員については医療機関への受診を促したり、保健指導を行ったりします。また安全配慮の立場から就業に制限や休業が必要な場合は就業制限等の産業医意見書を作成致します。

## ■ 職場巡視

産業医は、少なくとも2ヶ月に1回以上職場巡視をします。チェックする内容は主に下記の項目です。

- ①執務室の空気環境や、照明、騒音、温度など、快適に仕事ができる環境であるか
- ②防災・安全に関する配慮がなされているか
- ③VDT作業についての配慮
- ④トイレや洗面、害虫など衛生面が適正にまもられているか
- ⑤受動喫煙対策

また、チェック項目に該当することがあった場合は、衛生委員会などへ報告し、改善措置を検討することになります。

## ■ 衛生委員会への出席

月に1度、衛生委員会の開催が定められており、産業医は衛生委員会に出席しています。

衛生委員会とは従業員がより安全に快適にお仕事ができるために意見を調査審議し、事業者意見に述べるための委員会になります



## ■ 健康教育・安全衛生教育

衛生委員会での講話や助言をおこないます。

また、健康管理・作業管理・作業環境管理について各担当部署へ助言・指導・提案を行っています。

## ■ ストレスチェックの実施・高ストレス者への対応

事業者はストレスチェックを実施することが義務付けされています。

産業医はストレスチェック実施、及びストレスチェックの全体分析結果について助言を行います。

また、**※1**高ストレス者のうち、面談を希望する従業員に対して面談を行います。この面談結果について事業所へ報告致します。

- ※1** 長時間労働者面談、及び高ストレス者面談は必ずしも産業医が行う業務ではありません。  
事業所が産業医以外の医師に依頼する場合があります

### ■ 産業医出務日と産業医相談の申込方法（例）

産業医は毎月第3週水曜日 13:30~16:30 勤務しています。当日の予約状況や会議出席などスケジュールについては当日に掲示板にてご案内致します

産業医への相談は当日に直接健康管理室に伺うことも可能ですが混み合う場合がございます。  
できるだけ事前予約をお願い致します。予約は総務〇〇までご連絡下さい。

